

総務省の政策評価に関する有識者会議（第4回）における審査の視点

- 今回のような取組（実務で行われている政策の効果等の把握・分析を、政策評価の手法も活用して実施する取組）について、今後実用可能性のあるものとして横展開していくためにはどんな改善・工夫が必要であるかなど、ご意見のほどお願いいたします。

※ 今回、「試行的取組」という性格を考慮し、担当部局における実務上の便宜を優先して検討を進めることとしているため、報告書については、政評課における審査は必要最小限にとどめております。

このため、先生方におかれましても、通常の「評価書」としてのご審査とは異なり、今回のような取組そのものについて、自由にご意見をいただければ幸いです。

【主な視点】

- ① 今回のような、法律改正の5年後見直し検討のために行う政策の効果等の把握・分析において、政策評価の観点から、盛り込むべき／工夫すべきと思われる点はないか。

例1) 法改正のねらいを体系的に整理して評価を行うのであれば、法改正当時にどのようなニーズがあり改正を行ったのかという記載及びアウトプット・アウトカムに関するデータをもう少し充実させ、また、直接的なデータの比較が困難な事項であっても、外部要因も含めた要因分析をもう少し掘り下げて行う必要があるのではないか。

例2) 法改正当初は目標が未設定であったとしても、まずは目標の達成度を測る「指標」を明確化し、その達成度を踏まえた評価を行うこととすれば、より一層、充実した評価を行うことができるのではないか。

- ② 今回のような、ロジックモデルの考え方を踏まえて法改正のねらい等を再整理する手法について、盛り込むべき／工夫すべきと思われる点はないか。

例3) 今回のような法律改正の見直しであっても、アクティビティは法律改正事項だけでなく運用事項についても併せて整理することで、最終アウトカムまでのロジックが理解しやすくなるのではないか。

例4) 今回のように、主要なアクターが国民・行政庁・制度官庁に分かれている場合には、主体を明らかにした上でインプット～アクティビティ～アウトプット～アウトカムを整理した方が、アウトカムが達成されていない要因がどの主体のどの場面にあるかを分析しやすくなるのではないか。

- ③ このような試行的取組が、今後有効的に活用されるためには、どのような工夫が必要か。

例5) このような取組を実施した部局については、例えば、3年に1度の主要な政策の評価（目標管理型）はより簡易的な方法で実施可能ということにすれば、部局における取組が進むのではないか。